

III 遺跡の概観

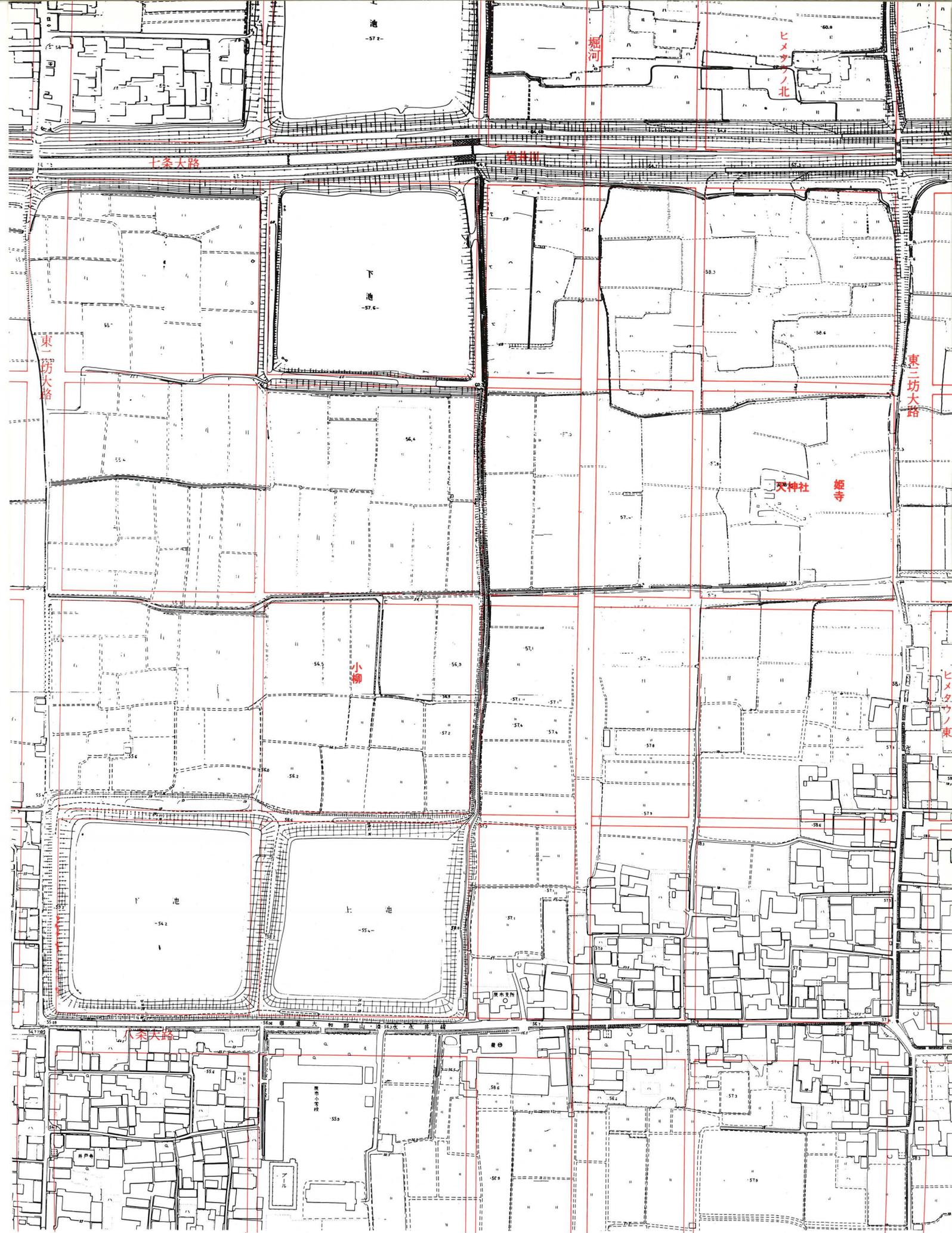
遺跡は大安寺の南方、かつての平城京の七条大路上を東から西に流れる岩井川の南岸に接し、東北から西南方向に緩く下降する標高57mの沖積地である。大部分は水田であるが、畑地および雑木林が混っている。畑地と雑木林は水田面より1m前後高く、川の堤防から西南方向に半弓状に延び、末端部では次第に高さを減じている。これは岩井川の氾濫によって形成された土砂堆積層で、岩井川が平城京廃絶後に現在の流路に改められた以降にできたものであり、調査中にも砂礫層下に旧水田の畦畔痕跡と水田耕土が認められている。

この地域の小字名は「姫寺」というが、鎌倉時代の『西大寺田園目録』（永仁6・1298）にはこれに近い名称が出てくる。『西大寺田園目録』は西大寺領の田畠の位置を詳細に注記したものであるが、添下郡の項に「左京七条三坊十三坪内一段字辰市ヒメタウノ北」、おなじく「左京八条四坊二坪内一段字辰市ヒメタウノ東ヲノノカイト」とある。前者は岩井川を隔てて北側に、後者は大安寺から南に延びる現道路の東側に該当する。北・東とする位置関係からみてヒメタウ（姫堂か）は八条三坊の東北部にあったことが予測された。現在、調査地に接して南側の水田中に一段高く土壇状のたかまりがあり、そこに天満宮神社がある。神社の由来は明らかでなく、境内

には江戸時代の神殿と拝殿があるが、後述するように今回の発掘でこの北方に講堂と思われる建物跡が検出されたので、土壇状の境内地がかつての寺院の金堂基壇の上につくられていることがほぼ確実となった。

つぎに、市域に関する記録では、現在知恩院の所蔵になっている正倉院写経文書の紙背に書かれた「市図」がある。「市図」には縦横各9本からなる線で碁盤目状の坪付を示し、うち6区画に「市」の文字を書き記している。一般にはこの図は東市の位置と範囲を示し、条坊の配置から八条三坊五・六・七・十・十一・十二坪の6坪に該当させて解釈されている。また八条三坊の資料に『薬師院文書』がある。このなかの「相模国司牒」（天平勝宝七年・755）には、八条三坊内で、東市の西隣の坪にあった1町規模の相模国の調邸を東大寺が買取ったことを記し、「東西市庄解」（天平勝宝八年・756）には、この土地の東寄りに幅2丈の堀河が南北に通っていたことを記している。市庄解の文書にある「堀河」は従来から、右京西一坊大路の西を流れる堀河（現秋篠川筋）に対応する東堀河であったともいわれている。

以上のような資料によって八条三坊のようすを知ることが出来るが、遺存地割からも大路・小路などの街区の条坊痕跡をきわめて明瞭にたどることができる。



遺跡周辺の地形図